

労働契約法 18 条（無期転換権）発生前に、 常勤講師 82 名、非常勤講師 122 名に雇い止め通告

改正労働契約法施行 5 年目の有期雇用教員の私立高校での契約実態について（アンケート集計）

2018 年 1 月 23 日

全国私立学校教職員組合連合（全国私教連） 永島民男

1. 調査の目的

改正労働契約法 18 条「無期転換ルール（有期雇用労働者の雇用継続が 5 年を経過した後に、無期転換を意思表示すれば無期転換雇用にしなければならない）が施行され、今年度は 5 年目になり、今年 3 月末で満 5 年になります。5 年目の方が 4 月以降継続雇用された場合は 2018 年 4 月 1 日から無期転換権が発生します。

こうしたなかで全国の私立高校で有期雇用教員（常勤講師・非常勤講師）に対してどのような対応をしているか調査しました。

2. 調査方法

全国私教連加盟組合（590 校）にアンケート用紙を送り、回答は本部に直接 FAX で返信してもらい、本部が集計しました。

3. 回答結果

回答があったのは 34 都道府県、学校数は 216 校です。各都道府県別の内訳は、北海道 3、青森県 5、岩手県 6、山形県 7、宮城県 4、福島県 2、茨城県 2、栃木県 4、埼玉県 9、千葉県 7、東京都 40、神奈川県 15、長野県 4、新潟県 6、石川県 3、福井県 2、愛知県 25、岐阜県 4、滋賀県 5、京都府 6、大阪府 12、兵庫県 9、島根県 1、岡山県 4、広島県 6、山口県 1、香川県 5、愛媛県 1、高知県 1、福岡県 6、佐賀県 3、長崎県 1、熊本県 5、大分県 2 です。216 校の回答率は 36.6%でした。設問ごとの回答結果は以下の通です。

①有期雇用本務教員（**常勤講師等**）で、2018 年 3 月末での雇い止め通告を受けた方はいますか

ア. 「いる」と回答したのは 16 都府県 34 校（15.7%）でした。

①雇い止め通告を受けた常勤講師等の人数の合計は 82 名でした。

②「何年目ですか」については、1 年目 14 人、2 年目 16 人、3 年目 29 人、4 年目 7 人、5 年目 7 人、それ以上（14 年目）1 人、不明 8 人でした。

③「何歳の方ですか」については、20 代 23 人、30 代 14 人、40 代 3 人、50 代 2 人、60 代 2 人、不明 38 人でした。

イ. 「いない」と回答した学校は 168 校（77.8%）ありました。

「未発表・不明」が 14 校ありました。

②有期雇用兼務教員（**非常勤講師**）で、2018 年 3 月末での雇い止め通告を受けた方はいますか

ア. 「いる」と回答したのは 10 都府県 21 校（9.7%）でした。

①雇い止め通告を受けた非常勤講師の人数の合計は 122 人でした。

②「何年目の方ですか」については、1 年目 9 人、2 年目 8 人、3 年目 5 人、4 年目 2 人、5 年目 10 人、それ以上 9 人、不明 79 人でした。

③「何歳の方ですか」については、20 代 5 人、30 代 7 人、40 代 8 人、50 代 11 人、60 代 8 人、不明 83 人となっています。

イ. 「いない」と回答した学校は 169 校（78.2%）ありました。

「未発表」が 13 校、「回答なし」が 13 校ありました。

③有期雇用本務教員（**常勤講師等**）への学園の対応はどうか（番号に○を、複数回答も可）

1. 「学校内に有期雇用の本務教員（常勤講師・専任講師等）はいない」と回答した学校は 12 都府県に 27 校ありました。

2. 「無期雇用転換等への対応をおこなっている」は 64 校あり、内訳は以下の通でした。

ア. 「専任教諭への転換をすすめている」は 53 校

イ. 「無期雇用の常勤講師への転換をすすめている」は 12 校

- ウ。「無期転換を明示した就業規則になっている、またはそうした就業規則に変更した」は 16 校
- 3. 「雇い止めする方向で学園が対応している」は 28 校ありました。
 - ア. 「『不更新条項』（「更新はしない」または『今回の更新が最後であり次回は更新しない』）の文言が入った、または入れてある」は 16 校
 - イ. 「契約書や就業規則にはないが雇い止めをしている」6 校
- 4. 「何も対応していない」は 44 校でした。
- 5. 「わからない」は 27 校でした。

4 有期雇用兼務教員（**非常勤講師**）への学園の対応はどうか（番号に○を、複数回答も可）

- 1. 「無期転換を明示した就業規則に変更した」は 35 校ありました。
- 2. 「雇い止めする方向で対応している」38 校あり、内訳は以下の通りです。
 - ア. 「『不更新条項』（『更新はしない』または『今回の更新が最後であり次回は更新しない』）の文言が入った、または入れてある」は 22 校
 - イ. 「契約書や就業規則にはないが雇い止めをしている」は 5 校
- 3. 「専任教諭または常勤講師への転換をおこなっている」は 23 校
- 4. 「何も対応していない」は 82 校でした。
- 5. 「わからない」は 50 校でした。

4. 調査結果の分析

(1) 常勤講師の専任化・無期転換、雇い止めについて

34 都道府県 216 校からの回答がありました。

労働契約法 18 条適用（無期転換権）に沿って「常勤講師の専任教諭化、無期雇用化の対応をしている」学校が 64 校（29.6%）あり、常勤講師（フルタイム有期雇用教員）への対応としては最も多い学校数・割合になりました。「常勤講師がいない」学校が 27 校（12.5%）あり、合計すると 91 校（42.1%）と、半数近い学校で常勤講師等フルタイム有期雇用教師をなくす対応をしています。この割合は 2015 年以降の 3 年間とも同程度です。

労働契約法 18 条適用（無期転換権）発生前に、「2018 年 3 月末で雇止めする」との通告を受けた常勤講師が 16 都府県 33 校に 76 名おり、昨年度の 135 名に比して減少しています。雇い止めが顕著なのは、埼玉、東京、神奈川などの首都圏、京都、大阪などの都市部で、香川は一校が突出している結果です。

一方、「『不更新条項』（「更新はしない」または『今回の更新が最後であり次回は更新しない』）の文言が入った、または入れてある」と労働契約法の立法精神と逆の対応をしている学校は 15 校（6.9%）あり、昨年 53 校（20.9%）、一昨年 69 校（27.3%）に比べて減少傾向にあります。私たちの運動や世論形成の中で私学経営者に立法趣旨の徹底がはかられつつあると考えられます。また、長時間過密労働での「ブラック」職種としての教師の評価や教員希望者の減少も、非常勤講師も含めて背景にはあるとも考えられます。

また、「何も対応していない」と回答した学校は 44 校（20.4%）と昨年と同程度様の傾向を示しています。

(2) 常勤講師制度の撤廃について

常勤講師制度は「同一労働・同一賃金」の原則からみてもこの制度はなくすべきと考えます。常勤講師はフルタイム勤務であるばかりでなく、学級担任、校務分掌、部活動顧問を持ち、専任教諭と同様に職員会議にも出て議決権や評議員などの選挙権も持っています。ただ、人件費抑制と生徒増の調整弁だけに何年も雇用されるとするのは建学の精神の具現化や独自の教育理念の実現という私学教育にとって良い結果は招かないのは自明です。

行政が労使間の契約問題として言及しない自治体が多い中で、私学助成の人件費割の減額（埼玉、福岡）や常勤講師を専任教諭として算定する場合は定数の 1 割以下しか算定しない（愛知）など、教育問題として行政が積極的に指導する姿勢を示すことが必要です。

【全私立高校での講師率（常勤講師率・講師率）の変化】（全国平均）

文部科学省学校基本調査

年度	常勤講師率：本務講師／本務教員	講師率（本務講師＋兼務講師）／（本務教員＋兼務講
----	-----------------	--------------------------

		師)
2009	6,367/58,712 (10.8%)	32,398/84,743 (38.2%)
2013	7,423/59,809 (12.4%)	34,171/86,557 (39.5%)
2015	7,902/60,488 (13.1%)	35,359/87,945 (40.2%)
2017	8,412/61,693 (13.6%)	37,116/90,397 (41.1%)

(3) 非常勤講師の無期転換、雇い止めについて

非常勤講師（パート勤務の有期雇用教師）で「2018年3月末で雇い止めする」と通告された方は10都府県21校に122人おり、昨年度（152人）と比較すると減少しています。

非常勤講師の「無期転換を明示した就業規則に変更した」は35校あり、「雇い止めする方向で対応している」が38校とほぼ同数でした。

非常勤講師の場合、教職員組合への加入率が低く、契約実態や来年度の契約についても不明な部分が多く、実態が十分に把握できていない学校が多くあります。

5. 有期雇用教師の専任化・無期雇用化など2016年度、2017年度の教職員組合の取り組みと学校法人の対応について

全国各都道府県の私教連や高校組合で以下のような取り組みをおこなうなかで、常勤講師、非常勤講師の雇い止めを防ぎ、専任教諭化、無期雇用化をかちとっています。

【愛知 A 校】2017 年度

非常勤講師は2016年度に無期転換ルールを作成し就業規則に明記した。今年度5年目ということで一人の常勤講師に雇い止めの通知が来た。学園理事会に「違法行為」ではないが「脱法行為」であることを認めさせ、学校で「脱法行為」は許されないと団体交渉や組合ニュースで追及し、常勤講師の雇い止めを撤回させた。常勤講師制度の廃止を求め、無期転換ルールを定めない方向での運動をすすめている。

【神奈川 B 校】2017 年度

19回更新をしてきた非常勤講師に2018年3月末の雇い止め通告があった。神奈川労働局へ紛争解決の援助を申請し、事実関係を把握し労働局長名で学校法人に指導通知。内容は「労働契約法19条に照らし、客観的に合理的な理由があり、社会通念上相当であると認められるかについて疑問がありますので、本件結城労働契約の実態等を精査した上で、本件雇い止めについて、本件労働者と改めて話し合うこと」を求め、それまでの学園側とのやり取りの事実を検証した上で、「なお、本件のように、その目的が無期転換ルールを免れることにある場合は、それは労働契約法第18条の主旨に照らし望ましいものではないことから、そのような運用は厳に慎むように求めます」と学園側の姿勢を正す内容となり、雇い止めは撤回された。

【山形 C 校】2017 年度

「私学経営研究会」で例示され更新上限を書き込んだ有期雇用教職員（常勤講師・非常勤講師・有期雇用職員）向け就業規則例文をそのまま使用する形で、学園理事会が更新の上限規定を定めた有期雇用教職員就業規則の改定を提示してきた。全国私教連からも情報を得る中で、教職員組合が粘り強く交渉を繰り返し、更新上限規定を削除させ、無期転換ルールを規定させた。

【福岡 D 校】2017 年度

常勤講師5年目の先生が12月中旬に理事長から呼び出され、突然の雇い止め通告を受ける。先生は周囲からの人望も厚く、現場の誰もが来年は専任化されるものだと思っていた矢先の出来事だった。教職員組合は、先生を組合に加入させ、福岡私教連の顧問弁護士に相談しアドバイスを受ける。福岡私教連は臨時執行委員会を招集し、雇い止め阻止の対策を協議しすぐに学園の理事会に団交を申し入れ、数日後の団交において、雇い止め撤回と来年度の専任化を約束させた。

【東京 E 校】2017 年度

勤続4年の国語講師、勤続10年の音楽講師・体育講師の2名の3人の常勤講師が雇い止めの通告を受けた。東京私教連も入った団体交渉で体育教師は継続、国語教師と音楽教員の2名については授業なしで来年度以降も契約と回答させた。本人には不利益にならないように賃金や持ち時間を計算し、また、すでに教員募集し

て決まってしまうている国語と音楽についてはその人とも来年度契約し授業をしてもらう方向との回答を得た。

【大阪 F 校】 2017 年度

英語科の勤続 4 年目の常勤講師 1 名と非常勤講師 2 名が雇止め通告を受ける。教職員組合が撤回を求めて団体交渉を開催するもなかなか撤回できないでいたが、教科会がこの 3 名の教員がいないと英語科が立ちゆかないので雇止めしないでほしいと要望書を提出、さらに「学園の教育を守れ」の立場で雇止め撤回を求める「教員署名」が職場で取り生まれ、この動きで常勤講師の方は専任に、非常勤講師 2 名は無期転換雇用となった。

【新潟 G 校】 2016 年度

21 年間契約更新を続けてきた非常勤講師の雇止めが強行されそうになったが、本人のこれまでの教育に果たしてきた役割を重んじ、組合は即座に総会を開き、雇止め撤回の闘いを組むことを決議し、団交を申し入れる。この申し入れにより理事会は団交前に雇止めを撤回させた。無期転換ルール策定が今年度の課題。

【東京 H 校】 2016 年度

2016 年 12 月に雇止めを通告された 5 年目を迎える常勤講師が組合に相談、組合に加入し、2 回の団体交渉を開催し通告の違法性を追及するなかで、雇止めを撤回させた。

【愛知 I 校】 2016 年度

2016 年 11 月に「1 年後の 2017 年度末をもって雇止め」の通告を勤務 5 年目のネイティブの常勤講師に対しておこなう。3 月中旬になって「人事に圧力をかける運動をしたこと」他 2 件の理由で 2016 年度末で雇止めを通告。愛知私教連に相談にきて、労働契約法の学習と対応会議をおこない、職員会議で、教頭を追及し校長を問い詰め、校長より「すでに来年度時間割ができている」等の理由を勘案し「1 学期間のみ雇用する」と通知を受けた。その後、理事長あてに質問状を出し違法性を追及するなかで、2017 年度の雇用契約が行なわれ、その後無期雇用契約を締結した。

6. 有期雇用講師の事例（記述式）

別紙の通り

付属資料

全国私立学校教職員組合（全国私教連）について（紹介）

1. 全国私立学校教職員組合連合(略称:全国私教連)...全国の私立高校・中学校・小学校・幼稚園・専修各種学校の教職員で組織された教職員組合の連合体
2. 加盟組合:42 都道府県（群馬、三重、鳥取、徳島、沖縄を除く 42 都道府県）の 590 校の私立高校(中高一貫校を含む)に加盟組合(単組・分会)があり、各県の私教連、私教組に加盟しています。590 校は全国の全日制私立高校 1,293 校(平成 29 年度学校基本調査)の約 46%です。
3. 加盟組合員数 約 20,000 名
4. 中央執行委員長 永島民男(えいじまたみお) 携帯電話 090-2530-8024
5. 書記局 東京都千代田区二番町 12-1 全国教育文化会館 2F
TEL 03-3264-8011 FAX 03-3264-8015